

事業継続計画(BCP)

(大規模災害)

I. 総則

1. 基本方針

1. 人命の保護を最優先し、利用者及び職員の生命と安全を確保する。
2. 継続的、安定的なサービスの提供。
3. 財産の保全。
4. 地域の災害拠点として、有する機能を発揮する。
5. 被災時にも中断が許されない通常業務の継続・再開に努める。

災害発生時には上記方針に基づき業務を継続する。

- (1) 自分の命も含めて人命の保護を最優先とする。

利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とする。

- (2) 安全確保を図り、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。
- (3) 平常時から利用者毎の災害時の課題に向けた対策を行っておき、災害発生時には優先順位の高い人から安否確認を行うなど必要な支援を行う。
- (4) 余力がある場合には、近隣住民や他事業所の協力を行う。

2. 推進体制

継続的かつ効果的に取組を進めるための推進体制、平常時における災害対策や事業継続の検討・各種取組を推進する。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
全体統括	所長	内藤 栄恵	
情報収集	介護支援専門員	内藤 栄恵	
情報収集	介護支援専門員	山本 由梨渚	

3. リスクの把握

(1) ハザードマップなどの確認

〈ハザードマップについては別紙巻末に添付〉

- 邑南町が作成しているハザードマップを入手し、ご利用者宅其々の位置を書き込み、日頃から災害リスクについて検討しておく。
- ご利用者宅の位置から大雨による洪水や土砂災害、地震による地盤の崩落等の可能性がある危険区域や避難場所、避難ルートの確認を年に1度、机上訓練時に行う。
- 邑南町が作成するハザードマップについては、数年に1度、見直しが行われることから、定期的に確認し見直しがされていけば差替える。
- 当地域周辺に対し災害を及ぼした大きな地震としては、1872年（明治5年）3月、浜田市沖日本海を震源として発生した浜田地震（M=7.1）がある。この地震では、家屋の倒壊が5,000件以上、死者も500人以上の大規模な災害をもたらしている。近年では、2018年（平成30年）4月、三瓶山の北約10km付近でM=6.1の地震が発生し、三瓶町では、崖地で土砂崩れが発生し、大田市街地でも急崖の岩盤が崩落して直下の家屋を大破させる等の被害が出ている。このことから、今後においても地震災害の発生は充分想定される。
- 近年の異常気象等により、暴風雨による建物の損壊や河川の氾濫や山崩れによる災害のリスクが高まっている。

(2) 被災想定

【邑南町公表の被災想定】

① 想定する危機事象

「島根県西方沖合断層地震」震度6弱を想定（邑南町内で震度4の揺れ）
島根県地震・津波被害想定調査報告書(平成30年3月 島根県)を基に被害想定を行う。

② 交通被害

道路	落石や斜面崩壊
橋梁	損傷箇所なし
鉄道	影響なし

③ ライフライン

上水道	被害数	64ヶ所
	影響世帯	
	1日後	1,240世帯
	2日後	1,197世帯
	7日後	1,136世帯

下水	被害延長	4 Km
	影響人口	260人

電気	停電件数	22件
----	------	-----

ガス プロパンである為、被害想定は行わない。

通信 被害想定なし

【自事業所で想定される影響】

地震災害（震度6以上）による最長3日間のライフラインへの影響を想定する。
 停電及び断水（上下水道）の期間を3日間とする。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
（電力）	自家発電機 ※1			復旧	→	→	→	→	→
電力	平時の1/3～2/3			通常通り					
E V									
飲料水	備蓄飲料水の活用			復旧	→	→	→	→	→
生活用水	貯水及び池水の活用			復旧	→	→	→	→	→
ガス（LP）	点検	通常	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	利用制限 ※2			復旧	→	→	→	→	→
メール	通常	→	→	→	→	→	→	→	→

※1 養護老人ホーム香梅苑自家用発電設備…燃料種類：ディーゼル軽油
 容量600ℓ（1H50.5ℓの使用、フル稼働11.8H）

※2 NTT「171」「Web171」「LINE」「Twitter」「Facebook」を活用

4. 優先業務の選定

(1) 優先する事業

① 優先する法人の事業	
入所事業	特別養護老人ホーム桃源の家 養護老人ホーム香梅苑
通所事業	老人デイサービスセンター希望の郷
保育事業	いわみ西保育所 東保育所 日貫保育所
公益事業	石見さくら会居宅介護支援事業所
② 当座停止する事業	
短期入所	
子育て支援センター	
その他の公益事業	ファミリー・サポート・センター「さくらんぼクラブ」 オレンジカフェいわみ

(2) 優先する業務

① 災害情報の収集
② 利用者の及びその同居する家族の安否確認及び生活状況の確認
③ サービス提供事業所のサービス提供能力の確認
④ サービス調整

(3) 邑南町への連絡

利用者に以下の被害が生じた場合の対応

連絡をする場合	人的被害 ケガ等の程度に関わらず連絡 物的被害 できるだけ写真に撮っておく 建物の損傷 壁にヒビが入った ドアが閉まらなくなった 複数の窓ガラスが割れた 什器等の落下・損傷 タンスが3 棹倒れた 食器が 30 個以上壊れた ライフラインの損傷 パイプの切断 水漏れ 停電 等
連絡をしない場合	ガス器具の安全装置による一時的な停止 容易に復旧可能な家具等の転倒、散乱など (本棚から本が数冊落ちた) 少数の食器等の損傷 (食器が数枚欠けた) 等

5. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(1) 研修・訓練の実施

① 法人全体の訓練

原則毎年11月に災害（主に地震）を想定した訓練を実施する。

訓練内容等については、石見さくら会防災規程における災害対策本部メンバーが企画し、実施する。

② 事業所単位の訓練

年1回以上机上シミュレーション訓練を行う。

(2) BCPの検証・見直し

法人全体の訓練を実施後、災害対策本部メンバーにより、当該事業所の取り組みを含め問題点を洗い出し、課題を明確にしたうえで、当該事業所のBCPの見直し及び翌年度の訓練に反映を行う。

II. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震処置

場 所	対 応 策	備 考
事務所内	パソコンやキャビネット・棚については、衝撃吸収パット等を装着し、転倒・落下を予防。	

② 設備の耐震処置

対 象	対 応 策	備 考

③ 風水害対策

対 象	対 応 策	備 考
暴風雨による窓ガラス等の破損の危険性の確認	毎月定期的に点検を実施。	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
パソコン	香梅苑の自家発電機より電力を貰う。 養護老人ホーム香梅苑自家用発電設備 燃料種類：ディーゼル軽油 容量 600ℓ (1H50.5ℓの使用、フル稼働 11.8H)
電話	携帯電話のショートメールを利用。

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

• 備蓄品の飲料水

備蓄基準 $1.50 \times \text{職員数} \times 3 \text{日} = 90$

② 生活用水

- 香梅苑の受水槽を活用。
- 施設近くの小川から汲んで来て使用。

(5) 通信がマヒした場合の対策

- パソコン或いは、タブレット、業務用携帯電話からメールでの通信を基本とする。但し、停電時の専用電話が使用可能であれば、併用する。
- 自家発電機からの電源を使用できるパソコンを設置する。

(6) システムが停止した場合の対策

地震等によりパソコン破損によるデータ消失のリスクがある。このため、下記の通り対策を取る。

- 介護ソフト「ほのぼの」 クラウド方式に変更済。
- 勤怠管理ソフト「勤革時」 USBメモリにバックアップ。出退勤記録ができない場合は紙ベースに記録する。
- パソコン内の帳票類 定期的にUSBメモリにバックアップする。

(7) 衛生面（トイレ）の対策

断水、配管破損など、トイレの使用が不可能な場合には、簡易トイレを使用する。

(8) 必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当者

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当者

(9) 資金手当て

企業財産包括保険	
火災・落雷・破裂爆破	
保険期間	1年
保険金額	200,000千円
付保対象	全事業所（建物及び外部設置設備）
風災・雹災・雪災	
保険期間	1年
保険金額	50,000千円
付保対象	全事業所（建物及び外部設置設備）
地震保険の付保なし。	
介護保険社会福祉事業者総合保険	
保険期間	1年

(10) 利用者に関する準備

① 用意しておく帳票類

平常時から利用者の災害対策に向けたシートを作成し、見直しを年1回若しくは状態変化に応じて行う。

- i) 「災害時リスク・アセスメントシート（課題・対応策整理票）」を担当する利用者の状態や必要に応じて作成し、災害時の課題や対応策をケアプランに位置付けて、本人を含めた関係者と話し合いを行い、情報共有を行う。
- ii) 「利用者一覧表」を整備し、必要に応じて緊急時や災害時の台帳として利用する。
- iii) 「非常時持ち出し品チェックリスト」や利用者毎の「フェイスシート」を整備し、定期的に見直しを行う。

平常時から利用者の災害対策に向けたシートを活用する目的

- 大規模災害時に利用者にとどのような課題が発生するか、どのような対策が必要か考えておく。
 - 災害時リスク・アセスメントシート（課題・対応策整理票） …別紙2
 - 避難場所掲示ポスター …別紙3
 - 非常時持ち出し品チェックリスト（利用者用） …別紙4
- もし、職員が被災した場合、その職員が担当する利用者を他の職員や地域で支えることができるようにしておく。
 - 利用者一覧表（安否確認表として活用） …別紙5
 - フェイスシート（利用者台帳） …別紙1

シート名称	作成する目的	作成者	見直し時期
フェイスシート (別紙1)	急変時及び災害時に関係機関や避難などへの発災時の情報提供として活用する。利用者ファイルに閉じこむと共に、別冊にして事業所に置く。	担当ケアマネが作成 管理者が管理	初回ケアプラン作成時 状態等変化時
災害時リスク・アセスメントシート (別紙2)	課題・対応策整理票 災害時の課題を個々に整理し、医療連携や住民対策、避難支援等を検討し、ケアプランに反映させる。又、安否確認の優先順位について判断する。	担当ケアマネが作成	初回ケアプラン作成時 状態等変化時
避難先確認書 (別紙3)	避難場所が分かるように本人宅の目につきやすい場所に貼る。 避難先等についてはフェイスシートに転記する。	担当ケアマネが協力し、利用者が作成	初回ケアプラン作成時 状態等変化時

非常用持出品 チェックリスト (別紙4)	利用者が避難する際に持参した方が良いと思われる非常用の持出品チェックリスト。 事業所と本人宅に置く。	担当ケアマネ が協力し、利用 者が作成	初回ケアプラ ン作成時 状態等変化時
利用者一覧表 (別紙5)	安否確認表(優先度の高い人をマークする) 優先的に非難が必要な利用者や安否確認が 必要な利用者の情報を事業所内で共有し、 発災時の混乱を最小限にする。	担当ケアマネ が作成 管理者が管理	年2回 5月、11月

※ 印刷し、停電時でも確認できるようにしておく。

② 職員教育と訓練

職員に対する教育と訓練は下記により実施する。

区分	項目	内容	対象者	実施時期
研修	災害について (一般的知識) 事業継続計画について	・想定される災害知識の習得 ・家庭での防災対策 ・計画の理解、シートの作成方法、連絡方法の周知	初任者	初任者が発生した翌月
研修 演習	事業継続計画の演習	・利用者一覧表や優先順位の高い利用者の情報共有 ・職員間の連絡方法の共有	全員	5月・11月
訓練	災害時机上訓練	・発災時の模擬訓練	全員	5月
	消防が実施する訓練に参加	・消火器や消火栓を使った消火訓練	全員	香梅苑の計画に準ずる
	救命救急訓練	・応急処置(救急救命法・AED操作)について学ぶ	全員	香梅苑の計画に準ずる

③ 地域への移動手段の確保

自動車での移動が困難な場合も想定されるため、自転車やバイク等の移動手段を検討しておく。又、公用車のガソリンは、常に半分以上にしておく。

④ 職員間・関係機関との連絡体制の確保

職員間や関係機関の電話番号等を記した緊急連絡網を作成し、日頃より活用する。

Ⅲ. 緊急時の対応

原則、対策本部の指示に従う。

(1) B C P発動基準

【地震による発動基準】

邑南町またはその周辺において、震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長が必要と判断した場合、理事長の指示により、法人のB C Pを発動し対策本部を設置する。これにより、所長は石見さくら会居宅介護支援事業所のB C Pを発動する。

【水害による発動基準】

台風による暴風警報や大雨特別警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表された場合、又は河川の氾濫や土砂被害が発生し、その被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長が必要と判断した場合、理事長の指示により、法人のB C Pを発動し対策本部を設置する。これにより、所長は石見さくら会居宅介護支援事業所のB C Pを発動する。これにより、所長は石見さくら会居宅介護支援事業所のB C Pを発動する。

被災状況が限定的な場合は、所長の判断によりB C Pを発動し、事業所内に対策本部を設置する。この場合には、法人への報告と共に、地域包括支援センターへの報告を行う。

管理者が不在時の代替者

管 理 者	代替者 1	代替者 2
所 長	介護支援専門員	希望の郷 所長

※代替者2；利用が希望の郷と重複している利用者のみ

(2) 行動基準

発災時の個人の行動は以下のとおりとする。

災害発生時の行動指針・防災マニュアルにより次のとおりとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 2次被害への対応（火災、建物倒壊など）
- ③ 入所系サービス利用者の生命維持
- ④ 法人内事業所間の連携と外部関係機関との連携
- ⑤ 情報発信

◆平常時

- ① 災害時体制整備の確認、日常点検、訓練及び対応策の見直し

◆ 初期動作（地震発生直後）

勤務時〈施設内にいる時〉

- ① 安全確保、避難等、命を守る行動
- ② 地震の場合は、机やテーブルの下に隠れる、揺れが収まるのを待つ、火気は速やかに消す、建物の外へ慌てて飛び出さない(施設建物内が安全な場合もある)
- ③ 出火の有無の確認
- ④ 職員の安否確認
- ⑤ 利用者の安否確認・被災状況の確認
- ⑥ 建物設備の損傷による危険の有無を確認(倒壊危険箇所、落下物の確認)
※建物外への避難…避難する場合は、事務局長等の指示による

勤務時〈施設外にいる時〉

(車の運転時)

- ① 徐々に速度を落とし、路肩に寄せパーキングブレーキを入れエンジンを切る
揺れがある間は車外へ出ない
- ② 周囲の被害状況を踏まえ、施設に戻れる状況であるか判断する
- ③ 施設へ安否状況の報告、施設に速やかに戻るよう努力する

(歩行時)

- ① 頭を保護、安全な場所へ移動
- ② 周囲の被害状況を踏まえ、施設に戻れる状況であるか判断する
- ③ 施設へ安否状況の報告後、施設に速やかに戻るよう努力する

勤務外

- ① 自らの安全、家族の安全確保
(家族内で安否確認方法を決めておく)
- ② 法人への安否報告
 - ・所属、氏名
 - ・本人、家族、自宅の被災状況、周辺の状況
 - ・出社の可否（否の場合は可能と考える時期）※報告前に出勤できる状況であれば、施設へ駆けつけることを優先する。
((6)職員の参集基準参照)
※速やかに出勤、応援に駆け付ける努力をする。
ただし、家族や自宅が被災した場合等は除く。((6)職員の参集基準参照)

(3) 対応体制

災害発生が夜間の場合は、対応体制が充分にとれないため、初期動作の勤務外の対応を行い、明るくなってから対応体制をとる。

◆ 統括

法人からの指示を受け、所長が行う。

◆ 情報収集

- 気象情報の継続的な確認
- 市町村や防災関係機関からの情報収集
- サービス提供事業所におけるサービス提供状況の確認
- 利用者やその同居する家族の安否確認及び被災状況の確認

◆ 利用者及びその同居する家族の被災を確認した場合

- 法人及び地域包括支援センター、関係機関に対し、被災状況を報告
- 「災害時リスク・アセスメントシート」を活用し、災害時のプランを運用

(4) 対応拠点

第1 候補場所	第2 候補場所	第3 候補場所
事務室	希望の郷	桃源の家

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

「利用者一覧表」に基づき安否確認優先順位の高い利用者から順次、その利用者を担当する介護支援専門員が安否確認を行い、安否確認シートに記入する。

安否確認シート		
記入者		
氏名	安否確認	容態・生活状況
	無事・負傷・死亡・不明	
	無事・負傷・死亡・不明	
	無事・負傷・死亡・不明	
	無事・負傷・死亡・不明	

※担当する介護支援専門員が不在の時は、他の介護支援専門員が行う。

介護支援専門員が全て不在の場合は、希望の郷を利用しておられる利用者に関し、希望の郷で行った安否確認の結果を準用する。

② 職員の安否確認

【勤務中の場合】

所長は、点呼或いは外出中であれば職員が所有する業務用携帯電話に電話を行い安

否確認後、対策本部に報告する。

【自宅等】

自宅で被災した場合は、電話、携帯メール、災害用伝言ダイヤル等で自身の安否情報を報告する。(報告事項：本人・家族・自宅の被災状況、出勤の可否)

その他

NTT 西日本災害用伝言サービス「171」&「web171」の活用。

※震度6弱以上の地震発生により通信が行えなくなった時に利用できるLINE等の活用も検討する。

職員安否確認シート				
職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
	無事・負傷・死亡・不明	全壊・半壊・支障なし	無事・死傷者あり	日後より可能・不明
	無事・負傷・死亡・不明	全壊・半壊・支障なし	無事・死傷者あり	日後より可能・不明
	無事・負傷・死亡・不明	全壊・半壊・支障なし	無事・死傷者あり	日後より可能・不明
	無事・負傷・死亡・不明	全壊・半壊・支障なし	無事・死傷者あり	日後より可能・不明

(6) 職員の参集基準

・事業所までの移動は、必ず無理をせず安全確保を優先する。自身及び家族が負傷した場合や自宅に被害がある場合、または子どもや要介護者など配慮しなければならない場合は、自宅の対応を優先する。

■震度5強以上の地震が管轄地域で発生した場合（日中及び夜間）

- ・係長以上は事業所から連絡がなくても駆けつける（自動参集）。ただし、自身及び家族が無事であり、自宅に被害がない場合が前提、出勤が困難な場合は自宅で待機。
- ・震度6以上の地震が管轄地域で発生した場合は、係長以下一般職員も自動参集。

■震度5以下の地震が管轄地域で発生した場合（日中及び夜間）

- ・対応は不要、ただし事業所から指示があった場合はその指示に従う。

■徒歩での移動、職員参集時間の想定

がけ崩れや建物倒壊等障害物を考慮し時速3kmで想定(通常大人が厚く速度を時速4km)。参集区分は「1時間以内」「3時間以内」「6時間以内」「12時間以内」「12時間以上」の5段階で検討し、職員の参集を想定する。

勤務時間外に発災した場合、人的資源が限定される可能性が高いこと、指揮命令者や業務に必要な有資格者、精通する職員等の参集が遅れたり、事業所によっては参集人員に偏りが生じる懸念がある為、事業所間の連携も必要となる。

	1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	12 時間以上
職員数		1 名		1 名	

■ 自宅待機の要件（参集しなくてよい状況）

- ・ 発災が、夜間の場合、明るくなってから状況を把握する
- ・ 職員の家族が死亡した場合
- ・ 職員または家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき
- ・ 子の保育、親の介護等により在宅の必要があるとき
- ・ 家族の安否確認が取れないとき
- ・ 自宅等が被災した場合で、職員が復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事する必要があるとき
- ・ その他、必然的かつ合理的な理由がある場合

◎；自動参集

△；自宅待機(必要に応じて参集)

警戒レベル/震度	自治体からの発令	所長	係長	一般職
警戒レベル 3	高齢者等避難	△		
警戒レベル 4	避難指示	◎	△	△
警戒レベル 5	緊急安全確保	◎	◎	◎
震度 5 弱		◎	△	
震度 5 強		◎	◎	△
震度 6 以上		◎	◎	◎

(7) 利用者の避難場所・避難方法

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	邑南町が定める場所	
避難方法	民生委員さんや近隣の方の協力を得て避難する。	

(8) 発災時期における対応（災害発生直前からの対応）

時 期	対 応 内 容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自分自身の安全確保の具体的方策を講じる。 ➤ 地域の方や災害対策窓口、地域包括支援センター等との連携や防災情報、避難場所等の確認 ➤ 災害時に向けたケアプランの作成

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源を必要とする器械や器具（酸素吸入、人工呼吸器、たんの吸引器等）を使用している利用者の場合、停電時にはどうい う対応をするのか主治医と話し合い記載。 ・ 緊急連絡先、電話番号、想定される避難場所窓を記載 ・ 利用者の安否確認の優先順位を付けた一覧表を作成
<p>当日</p>	<p>発災前</p> <p>⇒安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害（風水害）の兆候が認められたら、利用者の安全性の確認を開始 <p>⇒避難行動支援者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族、地域、血縁で支援者を確保 ・ 連絡が付かない場合は、防災関係者（行政、消防、警察等）に連絡することも視野に入れる ・ 施設全体で避難する必要があるかどうかの検討を行い、必要とあれば実施
<p>発災</p> <p>発災当日 ～ 3 日間 (応急期)</p>	<p>発災後</p> <p>⇒災害状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分、家族の安否確認 ・ 組織の被災状況の確認 ・ まわりの状況の確認 <p>⇒利用者の安否確認</p> <p>※医療器具装着等優先順位を考慮</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生存確認 ② 身体の状況確認 ③ 生活環境の確保 ④ 今いる場所で以前の生活が続けられるのか判断 ⑤ ケアプラン（サービス）の継続及び変更の必要性 ⑥ 救急対応の必要性の確認 ⑦ 緊急入院・入院先の選定 <p>⇒医療依存度の高い人の対応</p> <p>⇒緊急入院・入所が必要な人の対応</p>
<p>発災 4 日目 ～ 1 ヶ月</p>	<p>⇒避難所など避難先での生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に安否確認を実施 ・ 地域サービスの再開を確認しつつ、サービス利用を再開 ・ 生活不活発病を予防 ・ 口腔ケアを実施 <p>⇒仮設住宅の支援</p> <div data-bbox="970 1912 1294 2018" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>こころのケア</p> </div>

発災1ヶ月 ～2・3年 (復旧～復興)	<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅などの解消に向けて行政担当者と連絡を取りながら生活再建への方法を模索 ⇒生活再建の支援 <ul style="list-style-type: none"> 地域に戻った利用者のモニタリングを実施 住み替えを行った人への集中的な見守りを実施
---------------------------	--

※一般社団法人日本介護支援専門員協会「【改訂版】災害対応マニュアル」参照

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

発災後、職員が長期間帰宅できない状況に陥った際には、事務所内に休憩及び宿泊を行う。

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

災害時非常事態勤務体制に準じる。

発災後	6時間以内	1日後	2日後	3日後
所長	◎	◎	◎	◎
係長		◎	◎	◎
2Km以内の一般職		◎	◎	◎
その他の一般職			◎	◎
非正規職員			◎	◎

※6時間以内に勤務に就く者は、通勤距離が2Km以内の者とする。

(10) 復旧対応

復旧作業が円滑に進むように「破損箇所確認シート」を作成し、被害箇所を写真に残し、記録の上、法人に事務局に報告する。

IV. 他法人との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

② 連携協定書の締結

--

③ 地域ネットワーク等の構築・参画

--

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
法人内 桃源の家	0855-95-0001	利用者サービス利用
法人内 希望の郷	0855-95-2940	利用者サービス利用
医)徳友会 サンホームみずほ	0855-84-0007	利用者サービス利用
医)徳友会 ケアセンター三笠	0855-83-2050	利用者サービス利用
医)徳友会 訪問看護さくら会	0855-83-1820	利用者サービス利用
医)徳友会 介護計画センター	0855-83-1820	利用者サービス利用 ケアマネ連携
邑南町社会福祉協議会	0855-95-0090	利用者サービス利用 ケアマネ連携
社福)おおなん福祉会 ゆめあいの丘	0855-83-1717	利用者サービス利用 ケアマネ連携
社福)おおなん福祉会 瑞穂西居宅介護支援事業所	0855-83-2011	利用者サービス利用 ケアマネ連携
楽屋	0855-95-1313	利用者サービス利用
野田久	0855-83-1315	利用者サービス利用
㈱岩多屋	0855-32-4410	利用者サービス利用
椋木商会	0856-22-0374	利用者サービス利用
チャームランドリー	0855-28-1655	利用者サービス利用

【連携関係のある医療機関】

医療機関名	連絡先	連携内容
大隅医院	95-0313	利用者主治医・産業医
邑智病院	95-2111	利用者主治医
矢上診療所	95-3070	利用者主治医

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名 称	連絡先	連携内容
邑南町福祉課	0855-95-1115	被害状況の報告
邑智郡総合事務組合	0855-72-3535	
邑南町社会福祉協議会	0855-84-0332	災害ボランティア等の要請

(2) 連携対応

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し、支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項。

① 事前準備

以下の帳票について整備を行う。

- | | |
|--------------------|------|
| • フェイスシート (利用者台帳) | 別紙 1 |
| • 災害時リスク・アセスメントシート | 別紙 2 |
| • 避難先確認書 | 別紙 3 |
| • 非常時持ち出し品リスト | 別紙 4 |
| • 利用者一覧表 | 別紙 5 |

② 利用者情報の整理

避難先でも適切なケアの提供を受けることができるように最低限必要な利用者情報を「フェイスシート (利用者台帳)」にあらかじめまとめ、定期的に更新を行い、利用者個々のファイルに閉じこむと共に別冊で利用者全員の情報が分かるように管理する。

③ 共同訓練

年 1 回、法人内の訓練に参加。

IV. 地域貢献

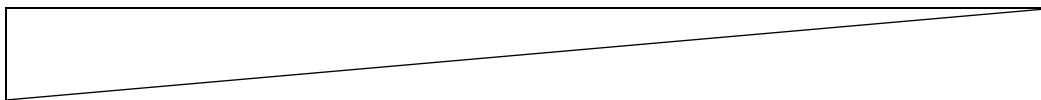
(1) 被災時の職員派遣

- ① 災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録

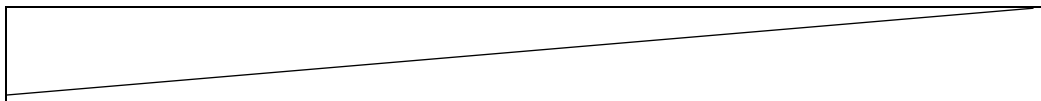
未登録であり今後検討する。

(2) 福祉避難所の運営

- ① 福祉避難所の指定



- ② 福祉避難所開設の事前準備



以上

令和 2年 11月 作成

令和 3年 9月 改定

令和 4年 4月 改定

令和 5年 4月 改定